

個人情報保護に関する基本方針及び利用目的の公表等について

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)が施行されたことに伴い、長崎県建設事業国民健康保険組合(以下「長建国保」という)は、これまでも個人情報の保護については十分に配慮しておりますが、以下に掲げた通り個人情報の保護については、今後もさらに万全を尽くしていくことに努めてまいります。

《個人情報保護に関する基本方針》

長建国保は、被保険者の氏名・住所・性別・生年月日・電話番号のほか、適用に関する情報(資格得喪日、職種、適用除外等)、レセプトに関する情報(保険医療機関名・傷病名・診療内容等)、現金給付に関する情報(出産育児一時金・傷病手当金・葬祭費・高額療養費・療養付加金等)、給付調整に関する情報(労働保険適用情報・損害賠償責務を負う者の氏名、事故の状況、自賠責及び任意保険の加入の有無等)、保健事業に関する情報(健診実施機関名、健診受診日、利用鍼灸院並びに温泉施設名等)、保険料賦課に関する情報(保険料賦課区分、家族数等)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)について、以下の方針で取り扱います。

1. 長建国保は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律、国民健康保険組合における個人情報取扱のためのガイドライン、及び長建国保の個人情報保護に関する規程等を厳正に遵守します。
2. 長建国保は、個人情報の収集にあたり、国民健康保険法等で収集が義務付けられている場合を除き、被保険者に対し収集目的を明らかにし、あらかじめ同意をいただいた上でご提供いただきます。
3. 長建国保は、被保険者からご提供いただいた個人情報を利用目的の範囲内のみ使用します。
4. 長建国保は、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、個人情報を第三者に提供いたしません。但し、下記に該当する場合は、被保険者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供する場合があります。
 - (1) 法令の定めに基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、被保険者の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要であって、被保険者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被保険者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
5. 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
 - (1) 個人情報取扱責任者の選任による責任の所在の明確化
 - (2) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策
 - (3) 個人データの盗難・紛失を防止するため、個人データを取り扱う情報システムの技術的安全管理の実施
 - (4) 個人情報保護についての職員等教育の徹底
6. 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報委託の委託先の適正な管理及び監督を行います
7. 長建国保は、個人情報に対する問い合わせや苦情並びに開示、訂正、削除を求められたときは、法令並びに個人情報保護に関する規則等に従い、対応します
8. 長建国保は、個人情報データベースに保管されている被保険者の個人情報をできる限り正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
9. この基本方針及び個人情報保護に関する規則等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により適宜変更します。

長崎県建設事業国民健康保険組合

《個人情報利用目的について》

長建国保では、各種申請手続きの際に、被保険者みなさんから「住民票」「所得に関する資料」「健康保険に関する各種証明書」などの提出をお願いしています。また、診療を受けられる保険医療機関から診療報酬明細書(以下「レセプト」という)、人間ドック等の健診を受けられた保険医療機関からは「健康診断結果票」の提供を受けています。

これらは、被保険者みなさんの個人に関する大切な情報です。長建国保では、この個人情報の利用目的を明確にし、みなさんにお知らせしておく必要があります。そして、これらの個人情報は利用目的以外には使用されず、取り扱いにも慎重かつ厳重に行わなければなりません。

また、長建国保が行う国民健康保険事業は、国民健康保険法第2条において「被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関しての必要な保険給付を行う」と規定され、法律に基づき事業運営を行っています。特に建設国保は、建設現場に働く組合員とその家族の生命と健康を守る大切な制度として運営されています。

長建国保で取得したすべての個人情報は、法令、規約に基づいた国民健康保険事業を行うために利用されています。

情報の種類と利用目的		業務委託及び情報提供	
1. 保険給付に必要な情報と利用目的	①レセプト(医療機関名、診療年月、受診者氏名、性別、生年月日、診療科、傷病名、診療内容、決定点数等の情報)	○保険請求された資格と内容の審査及び保険給付	○療養費・高額療養費、療養付加金の給付に関する医療データを作成するため、長崎県国民健康保険団体連合会に被保険者の資格情報、診療情報が提供されています。
	②傷病手当金・療養費・高額療養費・移送費・葬祭費・出産育児一時金・出産手当金・療養付加金・入院時食事療養費標準負担額差額支給の申請情報(申請者の住所、氏名、生年月日、傷病名、症状の経過等の情報)	○申請された給付金の審査及び給付	○交通事故や業務上の事故に起因する診療の場合で、保険請求されたものを自動車保険、労災保険の適用とするため、損保会社、労働基準監督署などに資格情報、診療情報が提供されています。
	③郵便貯金口座情報(組合員の氏名、郵便貯金口座番号等の情報)	○療養付加金の振込	○療養付加金の自動振込を行うため、郵便局に組合員氏名、郵便貯金口座番号の情報が提供されています。
	④所得に関する情報	○高額療養費の自己負担区分の判定、70歳以上の負担割合の判定、扶養家族の認定確認	
2. 資格の得喪手続き、保険料徴収等に必要な情報と利用目的	①被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、資格取得日・喪失日、保険料入金情報等	○被保険者の資格適用(常時正確な資格情報を確保するため適正に利用しています。)○保険料の賦課、徴収	○事業の円滑を図るため、給付申請、資格に関する手続き、保険料の徴収等については母体組合に業務委託を行っています。

3. 保健事業に必要な情報と利用目的	①健康診断(被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、健康診断結果票等)	○健康保持増進の事業 ○保健師による保健指導	○健康診断の実施委託先(医療機関等)に対し被保険者の情報が提供されています。
	②医療費通知の実施(被保険者の記号番号、被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、受診者氏名、性別、生年月日、医療機関名、診療年月、診療科、決定点数等の診療情報)	○医療費通知の発送(健康に関する認識を深め適正な保険請求を推進するために利用します。)	○医療費通知の作成、及び無受診者世帯の抽出を行うため、長崎県国民健康保険団体連合会に被保険者の資格情報、診療情報が提供されています。
	③健康優良家庭の表彰		
4. 診療報酬の審査・支払に必要な情報と利用目的	①レセプト(医療機関名、診療年月、受診者氏名、性別、生年月日、診療科、傷病名、診療内容、決定点数等の情報)	○保険請求された資格と内容の審査、及び保険請求の支払	○被保険者の医療データの作成や第三者行為の求償事務の委託、診療報酬の審査支払のため、長崎県国民健康保険団体連合会に被保険者の資格情報、診療情報が提供されています。 ○医療費の適正化を図るため、診療内容の点検・審査の業務委託先(中央保健)に対し診療情報が提供されています。(※(株)中央保健との間で個人情報保護等に関する委託契約を行っています。)
	②第三者行為等の求償		○交通事故等の場合で自動車保険に医療費の請求ができる場合は損保会社に診療情報が提供されています。

国民健康保険事業の円滑な事務を行うため、地方公共団体、保険医療機関、国民健康保険団体連合会、他の医療保険者より被保険者の資格等の照会があった場合は資格情報が提供されます。

長建国保は、国民健康保険事業の運営上において発生する事務については、母体の建設長崎に業務委託をしています。

個人情報に関する取り扱い、開示請求及び苦情、相談については建設長崎支部窓口、または長建国保事務局までお問い合わせ下さい。